

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 (第6期計画)の策定について

平成25年11月20日

1 策定の目的

○高齢者がいきいきとした生活を送り、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉施策や介護保険事業の一層の充実を図る必要があることから、平成26年度で計画期間が終了する現行計画(第5期計画)を改定し、新たに平成27年度から29年度までを期間とする「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画(第6期計画)」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

- 老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する法定計画である。
- 高齢者に関する施策を一体的に推進するため、青森市の総合計画の「分野別計画」に位置付ける。

3 計画期間

○平成27年度から平成29年度までの3年間

4 策定体制

(1)検討組織

青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会(臨時委員の追加による検討)

(2)市民意見の反映

○ニーズ調査の実施(資料3参照)

○パブリックコメントの実施

5 スケジュール

平成25年11月20日	平成25年度 第1回高齢者福祉専門分科会 ニーズ調査項目内容等審議
平成25年12月～ 平成26年2月	ニーズ調査の実施、集計分析
平成26年 2月	平成25年度 第2回高齢者福祉専門分科会 予定
平成26年 5月	平成26年度 第1回高齢者福祉専門分科会 予定

※平成26年度中に第6期計画策定予定